# 会議録(2024年度 第6回愛知県事業評価監視委員会)

- 1 日 時 2025年1月20日(月) 午後1時30分~午後5時00分
- 2 場 所 愛知県本庁舎6階 正庁
- 3 出席者

(委員) 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、

小谷委員、藤森委員

(県建設局) 技監、建設企画課担当課長

(県都市・交通局) 都市整備課担当課長

(県建築局) 公営住宅課長

(県農林基盤局) 農地計画課長、農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長

- 4 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
  - ①第5回委員会 会議録の確認について
  - ②第5回委員会 修正評価調書の確認について
  - ③第5回継続審議について

【再評価】街路事業 1事業

④対象事業の審議について

【事前評価】公営住宅等整備事業 1事業

農業農村整備事業 3事業

【再評価】農業農村整備事業 4事業

- ⑤2024年度委員会の主な意見と対応について
- (3) 閉会

# 1 第5回委員会 会議録について

特に意見なし。

「結論 会議録について了承する。

## 2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

### 3 第5回継続審議について

(1)街路事業

# 【再評価】

①街路事業:都市計画道路 小松原街道線の審議

都市整備課から説明。

「委員」 期間延伸理由を説明してほしい。

- [県] コロナの影響により交渉が難航したことと、用地のみを想定していた箇所 について、建物補償が必要となり、期間延伸した。
- [委員] 補足資料を用いた説明ではよく分かったが、その内容を再評価調書に具体 的に記載したほうがいいのではないか。
- [県] 評価調書(案)の「変動要因の分析」もしくは「長期化の理由」に具体的 に追記する。
- [委員] 今後の対応で、用地のみの箇所については、建物補償が必要となる可能性 があるので注意する旨を記載したほうがいいのではないか。
- [県] 評価調書(案)の「事業評価監視委員会の意見」に、今後の対応について 記載する。
- 「結論」 修正することを前提に、対応方針(案)を了承する。

## 4 対象事業の審議について

- (1)公営住宅等整備事業
- ①費用対効果の算出方法

公営住宅課から説明。

### 【事前評価】

②公営住宅等整備事業:王ケ崎住宅の審議

公営住宅課から説明。

- [委員] 費用対効果分析結果において、用地費は実際にはかからないが、計上する のはなぜか。
- [県] 国の考え方によると、事業が効率的に実施できているかを判断するのが新手法である。実際に一から建設した場合に、土地利用も含めてどのくらい効率的に実施できているかということに注目している。
- 「委員」 実際には支払わないが、用地費を試算して計上しているのか。
- 「県 そのとおり。
- [委員] 評価調書(案)の「代替案の比較検討結果」の記載内容は、借上げるほう が不利であるという意味か。
- [県] 民間住宅を借上げて使うより、建替えるほうがコスト的に有利という主旨 である。表現が紛らわしいため、修正する。
- 「委員」 長期的に有利なのか。
- [県] 国交省より、短期的には借上げのほうが有利だが、長期的にみると建替え をしたほうが有利であるという計算結果が示されている。
- [委員] 除却費は計上しないのか。
- [県] 新手法は新規で建てる場合の計算となっており、除却費は計上しない。そ の代わりに用地費を計上している。

- [委員] 除却費を計上しないため、全体事業費の妥当性が判断できない。B/C計算上は、用地費よりも金額が低いから問題ないということか。
- [県] 国の指針では投資効率性を評価することとなっており、実際の事業費の算 定とは全く異なるものである。
- [委員] あくまで国から示されたB/C算出方法による結果ということか。
- 「県 そのとおり。
- [委員] 住宅団地のライフサイクルを考えると、用地買収から始まり、建設し、使用し、取壊すところまでが一連の流れで、前回のサイクルに除却が含まれると考えることもできる。ただ、今建替えるか、もう少し修繕して使ってから建替えるのかを判断する際には、今後かかる費用である除却費は考慮しなくてはならない。前述の考え方の場合、評価期間終了後に、費用として除却費が計上されておらず、また、便益として建物残存価値を計上されているのが説明できない。
- [県] 評価期間終了後に、便益として建物と土地の残存価値を、費用としてその 後にかかる将来修繕費を計上しているため、除却する想定はしていない計 算となっている。
- [委員] 用地費や建物の残存価値を計上するのは理論的に齟齬があるが、金額が小さいため評価には影響しないと思われる。国が決めた計算方法のためやむを得ない。
- [県] 補足だが、長寿命化計画を策定する際に、それぞれの住宅についてのライフサイクルコストを評価しており、建替えるのか、長寿命化改善をするのか、単純に取壊すのかはその計画内で整理している。
- [委員] 評価する住宅は、すでに建替えるほうがいいと判断されたものであるため、除却費は含まないということか。
- [県] そのとおり。
- 「結論」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

## (2)農業農村整備事業

# 【事前評価】

①農業農村整備事業 (たん水防除事業): 西福田2期の審議

農地計画課から説明。

- [委員] 排水能力は向上させる計画なのに、湛水時間が旧況とあまり変わらない計画なのはなぜか。
- [県] 旧況から地域の状況が変化しているため。田畑が地区内開発などで宅地などが増えてアスファルトやコンクリートの土地に変わると、流出する水量が増えるため、より能力の高いポンプを設置することで湛水時間を基準以内にしている。

「結論 対応方針 (案) を了承する。

### ②農業農村整備事業 (経営体育成基盤整備事業): 狸山の審議

農地計画課から説明。

- [委員] 地元の要望があっての事業とのことだが、担い手についての情報はどの程度把握しているのか。担い手が、漠然としたものなのか、長期的な見通しのあるものなのかを知りたい。
- [県] 一般的に担い手は、その地域で集中的に農業を行っている方である。地域で中心となって継続的に取り組んでいただくことを前提に計画しているので、すぐに営農を辞めることは考えにくい。
- [委員] 計画で集積率が現況の 8.2%から 100% となっているが、どのように進めるのか。
- [県] 農地中間管理権を設定する。これは地域の農家の方が15年間農地を貸し出して営農者に営農してもらうもので、これを前提条件としている。
- [委員] 計画 100%に対して現況 8.2%であるが、残りの 9 割ほどはどういう状況なのか。
- [県] 個人個人で営農しているところ。区画も小さく、細々とやっている状態である。これを今回大区画化するにあたり、実施事業の要件として担い手へ

の集積が必要であり、この地区の場合は全て担い手に預けることにしているため 100%の計画となっている。

- [委員] 調書の3ページ目「事後評価実施の有無と評価内容」で集積率のみとなっているが、1ページ目の「事業目標」は集積と米の生産コストの2点である。対応させるべきでは。
- [県] 2点記載することで統一する。
- [委員] 大区画化によって集積が進むのであれば調書にもその旨記載すべきではないか。
- [県] 概要書の「事業のあらまし」において、「大区画としての利用を可能とする」と記載している。
- 「委員」 今、こうした事業を行う背景は何か。
- [県] 高齢化で、今まで自営していた農地を担い手にまとめようという地元の気 運が上がったということ。
- [委員] この地区が農業を続けていける計画なのかが調書から読み取れた方がよい。見直せるところは修正すべき。
- 「結論」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

# ③農業農村整備事業 (緊急農地防災事業): 服岡地区の審議 農地整備課から説明。

- 「委員」 湛水が発生した 2017 年の降雨はどの程度のものだったか。
- [県] 3日雨量 295mm の降雨であった。1/20 確率雨量よりやや少ない程度。
- [委員] コンクリート排水路を鋼矢板護岸排水路に改修することについて、排水機能の向上として記載すべきである。
- [県] 排水断面を現況より大きくすることにより排水能力が向上することについて評価調書に追記する。

- [委員] 関連施設の整備費等の金額が大きいため、関連施設について評価調書に記載すべき。
- [県] 評価調書に関連施設を追記する。
- 「結論」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

### 【再評価】

①農業農村整備事業(たん水防除事業): 新十三沖永地区の審議

農地整備課から説明。

- [委員] 費用対効果が大きくなっているのは、一般資産に係る災害防止効果の増加 によるものと説明があったが、住宅数が増えたということか。
- [県] 効果額の算定基礎としているマニュアルが改定され、水害時の被害率が見直されたことが主要因。例えば、床下浸水の場合、被害率が3.2%から4.7%に変更されている。
- [委員] 一般資産に係る災害防止効果の総便益額は事前評価時から約3倍に増えている。被害率の見直しだけで3倍となるのか。
- [県] 被害率が見直されたことに加えて、単価の時点修正、基準年度及び評価期間を変更したことが影響している。
- [結論] 対応方針(案)について了承する。

# ②農業農村整備事業 (たん水防除事業): 阿久比2期地区の審議

農地整備課から説明。

- [委員] 右岸側の排水状況が悪いということだが、既設排水機場は右岸側にあるのではないのか。
- [県] (補足スライドを用いて説明)右岸側流域の排水は、矢勝川伏せ越し後に 阿久比排水機場から排水しており、排水状況が悪いということである。
- 「委員」 左岸側流域の排水機場は右岸側に設置するのか。

- [県] 既設排水機場が右岸側にあり、伏せ越し部などは既設の排水路を活用する こととしているため、右岸側に設置する。
- [委員] 既設の水路は古いものになると思うが、問題ないか。
- [県] 今から 40 年以上先となると問題があるかもしれないが、今回設置する排水機場の供用期間内は利用可能なことと判断している。
- [委員] 既存の施設を活用して、合理的な方法を選択されているということだと思うが、そのあたりを分かるように記載してはどうか。
- [県] 記載方法を修正する。
- [結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

# ③農業農村整備事業 (たん水防除事業): 新岩倉地区の審議 農地整備課から説明。

- 「委員」用補費の精査による増とは。
- [県] 近隣の買収実績等を調査し、用地買収費を決定したところ、計画時点の想 定から増額となったもの。
- 「委員」 工程が厳しくなっているということだが、本当に終わるのか。
- [県] 大市場排水機場については現時点で阻害要因も無く、大山寺排水機場については、大市場排水機場よりは規模が小さいため、現時点では工期内の完了も不可能ではないと判断し、計画どおりの完了を目指している。
- [結論] 対応方針(案)を了承する。

# ④ 農業農村整備事業 (たん水防除事業): 生田第2の審議

農地整備課から説明。

[委員] 工期が2年延長し、当該事業による費用も増加している一方、B/Cは、1.8→1.9と大きな変化はないが、このまま事業完了できそうか。

- [県] 一般資産の災害防止効果が増となっているが、当該事業による費用が大きく増加しているため、他地区に比べて B/C の伸び率は少なくなっている。 調書に記載したとおり、軟弱地盤に起因する不測の阻害要因の可能性があるが、現行は 2 年延長した工期で完了する見込みである。
- 「委員」 軟弱地盤上に築造する堤防工について、地震に対しては問題ないか。
- [県] 軟弱地盤はあらかじめ想定していた。ボーリング調査の結果に基づいて詳 細検討のうえ、耐震対策を講じる。
- [委員] 工期は延長した方が利点があるか。工期が延長することが多いため、例えば、工期が10年あれば1年短縮する、地区が8箇所あったら6箇所を完了させる等努められたい。
- [県] 排水機場のような点工事の場合、下部から上部へ施工していき、一度の施工はできないため工期短縮には限界がある。むしろ、地盤改良等が別途必要となった場合、その分工期は延長することとなる。県内には多くの排水機場があり、地元の意向も強いため、整備する機場数を削除していくことはできない。しかしながら昨今は事業の長期化が顕著なため、対策の必要性を感じている。

「結論 対応方針 (案) を了承する。

### 5 2024 年度委員会の主な意見と対応について

事務局から説明。特に意見なし。

以上